

第5章第2節～第7節に定める様式は省略いたします。

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

第118条 (乗車券類印刷発行機用普通乗車券の様式)

第119条 (常備片道乗車券の様式)

第120条 (補充片道乗車券の様式)

第121条 削 除

第122条 (補充往復乗車券の様式)

第2款 定期乗車券の様式

第123条 (乗車券類印刷発行機用定期乗車券の様式)

第124条 (補充定期乗車券の様式)

第3款 回数乗車券の様式

第125条 (常備普通回数乗車券の様式)

第126条 (補充普通回数乗車券の様式)

第4款 団体乗車券の様式

第127条 (団体乗車券の様式)

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第128条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する補充団体乗車券の様式の「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第 3 節 特別急行券の様式

第 129 条 (乗車券類印刷発行機用特別急行券の様式)

第 130 条 (常備特別急行券の様式)

第 131 条 (補充特別急行券の様式)

第 132 条 削 除

第 4 節 回数特別急行券の様式

(回数特別急行券の様式)

第 133 条 回数特別急行券の様式はそのつど定める。

第 5 節 削 除

第 6 節 車内券の様式

(車内券の発行)

第 134 条 携帯型乗車券発行機により発行する車内券は、普通乗車券、特別急行券、特別車両券、個室券及び普通手回り品切符の代用として発行するほか、乗車変更等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

第 135 条 (車内券の様式)

第 7 節 特殊補充券の様式

(特殊補充券の発行)

第 136 条 特殊補充券は、乗車券類の代用として発行するほか、乗車変更等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特殊補充券は、出札補充券・改札補充券及び車内補充券の3種類とする。

第 137 条 (特殊補充券の様式)